
資料 1 ひとり暮らし高齢者等ごみ戸別収集の試行について

ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者等の生活を支援するため、燃えるごみをご自宅まで収集に伺う「ひとり暮らし高齢者等ごみ戸別収集」を試行します。この事業により、高齢者社会に対応した廃棄物処理体制の構築を目指します。

1 対象者

身体機能の低下等により、現にごみステーションまでごみを持って行くことが困難な状況になっている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で、要介護認定を受けている方
- (2) 戸別収集が必要と認められる方（障がい者等）

※ 家族全員が高齢者で、かつ全員が（1）または、（2）の条件に該当する世帯も収集します。

2 ごみの種類及び回数

燃えるごみを無料で原則週 1 回収集

（市から委託したごみ収集委託業者が戸別収集）

3 ごみ出し方法

玄関先の蓋付き容器（ポリバケツ等）にごみ袋を入れておく。もしくは、玄関内にごみ袋を置いておく。

4 収集までの流れ

- (1) 申請書を環境課窓口へ提出（代理人による提出可）
- (2) 申請書の内容を審査
- (3) 申請者、ケアマネージャー等立ち合いのもと、ご自宅を訪問し現地確認
- (4) 戸別収集の可否を決定し、収集開始日、曜日、時間帯等を記載した通知書を発行
- (5) 収集開始

5 その他

7 月から随時、受付・審査を行い、8 月から収集を開始します。
今年度の試行の実施状況を踏まえ、令和 8 年 4 月から本格実施します。